

カナダ統一法協議会

[ホームページ](#) -- [目次](#) -- [WordPerfect 6.1 でダウンロード](#) -- [フランス語バージョン](#)

統一電子商取引法典

[パート1 -- 情報の提供と保持](#)

[パート2 -- 政府との連絡](#)

[パート3 -- 契約](#)

[パート4 -- 商品の運搬](#)

本法のドラフトの注釈版をご利用いただけます。方針または起草に関するコメントをお待ちしています。コメントは、カナダ統一法協議会の電子商取引ワーキンググループのメーリングリスト宛てまたは、オリジナルをjohn.d.gregory@ius.gov.on.ca 宛てに、コピーをjohndgregory@hotmail.com 宛てに送信願います。コメントは特に要求がない限りメーリングリストで公開されます。

定義

1. この項での定義は本法に適用される。

(a) 「電子文書」とは、電子、磁気、光通信または同様な手段で記録、格納される情報を指すものとする。

(a) 「電子文書」とは、デジタルまたは電子フォームの文書を指すものとする。

(a) 「電子文書」とは、電子、磁気、または光通信手段、または情報をデジタルまたは電子フォームで記録または格納できる手段により記録または格納されたデジタルまたは電子フォームの文書[または情報]を指すものとする。

(b) 「電子署名」とは、電子文書に署名することを目的に電子文書と関連付けられた電子フォームの情報を指すものとする。

(b) 「電子署名」とは、電子文書と個人の間に関連付けをする目的で直接または代理人を通じて個人と関連付けられる電子フォームの情報を指すものとする。

適用

2. (1) サブセクション (2) に従い、パート 2 が適用される場合を除き、本パートには[管轄立法府]法が適用される。

(2) 本パートは以下の場合には適用されない。

- (a) 遺言書およびその追加条項、
- (b) 遺言信託および遺言書の追加条項信託、
- (c) 財政的な問題または個人のケアに関する範囲内での委任権、
- (d) 権利の譲渡可能文書を含む譲渡可能な法律文書、
- (e) 土地取引および土地所有権、
- (f) 本法以外の[管轄立法府]の法令または規則により電子フォームでの使用が規定されている文書。

(3) [関係当局]は[命令]により、文書または文書の種類を追加したり、または以前に本サブセクションに[命令]により追加された文書または文書の種類を削除して、サブセクション(2)を修正できるものとする。

解釈

2.1 要求が義務という形の場合であれ特定事項の履行を怠った際にのみ適用される場合であれ、法の要求の遵守に対する本法の規定は適用されるものとする。

(ページ 2/7)

パート 1

情報の提供と保持

電子文書の法的認知

3. 電子文書であるという理由のみで情報の法的効力が否定されることはない。

保存

4. 本パートの規定は、電子文書の形での情報の利用または受理を要求するものではないが、各個人がとる行動からその意志は推察できるものである。

書面による情報の提供

5. 個人から個人に向けて書面にて情報を提供する人に対する[管轄立法府]法の規定は、提供される電子文書がその個人の管理下にあり、またそこに含まれる情報に参照用としてアクセスできる場合は、電子文書にて情報を提供することで遵守されることになる。

特定のフォームによる情報の提供

6. 指定した電子フォーム以外の手段で情報を提供する場合、[管轄立法府]法の規定は、情報が指定フォームと同等または実質的に同等のフォーム[および、指定フォームと同等または実質的に同等の視覚処理がされている場合]で提供され、提供される情報が個人の管理下

にあり、またそこに含まれる情報に参照用としてアクセスできる場合は、電子文書にて情報を提供することで遵守されることになる。

原本の提供

7.(1) 文書の提示または提供を原本フォームにて求める[管轄立法府]法の規定は、以下のような電子文書にて提供することで遵守されることになる。

(a) 電子文書に含まれる情報が作成されてから提示または提供されるまでの間、その情報の保全性に対する信頼できる保証がある場合。

(b) 原本フォームで情報が提供される場合、提供される電子文書は受領者の管理下におかれ、そこに含まれる情報に参照用としてアクセスできる場合。

(2) パラグラフ (1) (a) の履行にあたり、

(a) 保全性の評価基準は、通常の通信、格納および表示の過程において生じる変更を除き、完全で変更ができない状態に保持されているかによるものし、さらに、

(b) 要求される信頼性の基準は、電子文書が作成された目的および全ての関連ある環境を考慮して評価されるものとする。

署名 -- 個人

8. 個人の署名に対する[管轄立法府]法の規定は、以下の電子署名がなされることで遵守されるものとする。

(a) 電子署名が、関連協定および電子署名がされた時期を含めた全ての環境を考慮し、個人を識別するという目的において信頼できるものであること。

(b) 関連協定および電子署名がされた時期を含めた全ての環境を考慮し、電子署名と関連電子文書の関連が電子文書の作成という目的において信頼できるものであること。

文書の保持

9 指定された期間内の文書保持に対する[管轄立法府]法の規定は、以下のように電子文書を保持することで遵守されるものとする。

(a) 電子文書が指定された期間内において、作成、送信または受理された時の形式で保持されている場合、または作成、送信または受理された元の電子文書に含まれる情報に変更が加えられない形式で保持されている場合。

(b) 電子文書に含まれる情報が、電子文書にアクセスできる権限を持った人または電子文書の作成を要求できる権限を持った人により、読み出しまたは認知できる場合。

(ページ 3/7)

(c) 電子文書が送受信された場合に、その文書の発信元および送信先、送信または受信日

時を識別できる情報が保持されている場合。

パート 2 政府との連絡

定義

9.1 本項での定義は本パートに適用される。

(a) 「政府」とは次を指すものとする。

- (i) [管轄立法府]の政府機関、
- (ii) [管轄立法府]の政府機関の部署、代理機関またはその本体、[管轄立法府]によって組織されたまたはその傘下にある[国有企業]、
- (iii) [管轄立法府]によって任命、組織、設立されたまたはその傘下にある市、都市当局、町、村、郡、地区、地方自治体、その他の自治体本体、

(b) [管轄立法府]法、[例：マニトバ州法]とは次を指すものとする。

- (i) [管轄立法府]の法令、
- (ii) [管轄立法府]法のもとで発行、作成、制定されたいかなる名称の法律文書または国有企業の特権。

適用

10. 本パートは、政府への情報の提出および政府による情報の取扱いに関する[管轄立法府]法の規定に対して適用されるものとする。

情報の収集、格納、その他

11. (1) 相反する[管轄立法府]法の法的明文の提供がない場合は、[管轄立法府]の権限を持った国有企業の代表者、またはパラグラフ 9.1 (b) または (a) で示された団体は、文書の作成、収集、受理、格納、転送、配布、公開、または取扱いに電子手段を使用できるものとする。

(2) サブセクション(1) の履行にあたり、「文書にて」および「署名」その他の同様な言葉または表現の使用は、それ自体では電子手段が使用できないという明文を意味するものではない。

書面要求

12. 文書を書面にて提出するという[管轄立法府]法の規定は、以下のような電子文書の提出がされる場合に遵守されたものとする。

- (a) 規定がスケジュール1 または 2 に記載されている場合。および、
- (b) 本セクションの適用に関する規則が管轄立法府法に準拠している場合。

原本文書

13. 文書は原本にて提出するという[管轄立法府]法の規定は、以下のような電子文書の提出がされる場合に遵守されたものとする。

- (a) 規定がスケジュール1 または 2 に記載されている場合。および、
- (b) 本セクションの適用に関する規則が管轄立法府法に準拠している場合。

署名

14. 署名に対する[管轄立法府]法の規定は、以下のような電子署名がなされる場合に遵守されたものとする。

- (a) 規定がスケジュール1 または 2 に記載されている場合。および、
- (b) 本セクションの適用に関する規則が管轄立法府法に準拠している場合。

コピー

(ページ 4/7)

15. 一部以上の文書のコピー提出に対する[管轄立法府]法の規定は、以下のような電子文書の提出がなされる場合遵守されたものとする。

- (a) 規定がスケジュール1 または 2 に記載されている場合。および、
- (b) 本セクションの適用に関する規則が管轄立法府法に準拠している場合。

文書の形式ならびにファイル方法を規定する当局

16. (1) [管轄立法府]法の規定により情報の提出者が指定される場合、国有企業の提出責任者は、提出にあたり使用する電子手段ならびに要求に合致した使用方法を規定する。

(2) [管轄立法府]法で文書フォーム式が規定される場合、文書フォームの[当局責任者]は法令で規定されたフォームと実質的に同等、[および視覚的に同等のフォーム]の電子フォームを用意し、その電子フォームを法令に規定されたフォームと見なし電子フォームの使用が規定に準拠したものと見なす。

(3) 文書フォームまたはフォームのファイル方法に対する権限を付与する[管轄立法府]法の規定は、必要に応じて電子フォームまたはフォームの電子ファイル法に対する権限を付与する。

(4) 本サブセクションの定義は本セクションに適用のこととする。

(a) 「ファイル」とは、いかなる形であれあらゆる種類の提出を含むものとする。

(b) 「規定」とは、いかなる形であれあらゆる種類の発行、作成、制定を含むものとする。

電子支払い

17. (1) [管轄立法府]法により認可または規定された支払いは、[管轄立法府]の[収入役]が指定する電子フォームにて行うものとする。

(2) 政府によって認可または規定された支払いは、[管轄立法府]の[収入役]が指定する電子フォームにて行うものとする。

スケジュールの修正

18. セクション 12 から 15 の履行にあたり、[管轄立法府]法に定められた[実行責任者]は、規定の引例の追加または削除によりスケジュール 1 または 2 を[命令によって]修正できるものとする。

[19. (1) セクション 12 から 15 の履行にあたり、[管轄立法府]法に定められた[実行責任者]は、使用される電子フォームならびに電子署名に対する規定を含め、規定の適用に関する規則を定めるものとする。

(2) [管轄立法府]法の規定に関してサブセクション(1) で定める規則の制定は、セクション 18 でスケジュール 1 または 2 に規定を追加するとの[命令]が下された日と同日に行われる必要があるが、規則の修正は後日でも認められるものとする。]

パート 3

契約

契約の成立および有効期限

20 (1) 契約の成立にあたり当事者間で特に合意がない場合は、見積りおよび見積り受理は電子文書によって行うものとする。

(2) 契約に際して電子文書が使用される場合は、電子文書が使用されたとの理由のみによって有効期限または法的強制力が否定されることがないものとする。

当事者による電子文書の承認

21. 電子文書の発信人および受信人の間における意志またはその他の声明の宣言は、電子文書を介して行われたとの理由のみによって法的効力、有効期限、または法的強制力が否定されることがないものとする。

受理の確認

22. (1) 電子文書の発送日またはそれ以前または電子文書により、電子文書の受理の確認を行うことを電子文書の発信人が要求したり受信人との間で合意された場合は、サブセクション (2) から (4) が適用されるものとする。

(ページ 5/7)

(2) 電子文書の発信人が受信人との間で特定のフォームまたは方法で受理の確認について合意しなかった場合は、以下の方法で確認をするものとする。

(a) 自動的な方法もしくは他の方法による受信人からの連絡。または、

(b) 電子文書の受理を発信人に十分に伝え得る受信人による行為。

(3) 電子文書の発信人がその受理の確認条件付きと言明した場合は、その受理書を受け取るまで電子文書は発信されなかったものと見なされる。

(4) 電子文書の発信人がその受理の確認条件付きと言明しておらず、指定日または合意した日までに発信人が受理書を受け取らなかった場合、または受理日が指定または合意されていない場合、発信人はしかるべき期間内に以下の行動を起こすものとする。

(a) 受信人に対して受理の確認がされていないことを通知し、しかるべき受理日を指定する。および、

(b) パラグラフ (a) で指定された日までに受理確認ができなかった場合は、受信人に通知した上で電子文書が送信されなかったものと見なすか、または発信人に可能な他の権利を行使する。

(5) 発信人が受信人から受理の確認書を受け取った場合は、受理確認がされた電子文書は受信人により受理されたものと見なされるが、これは発信された電子文書が受理されたものと一致することを意味するものではない。

(6) 受理確認書に電子文書が技術的な要求事項に合致していることが言明されている場合は、合意による場合または適用基準に定義されている場合のいかにかわらず要求が満たされたものとする。

(7) 電子文書の送信または受理に関連する場合を除き、電子文書またはその受理確認のいずれかから生ずる法的な問題には対処しないものとする。

電子文書の発信および受信の場所と時刻

23. (1) 電子文書の発信人および受信人の間で特別な取り決めがない場合は、電子文書が発信人のコントロールまたは発信人に代わり電子文書を発信した人のコントロール可能範囲外の情報システムに入った時刻を発信と見なすものとする。

(2) 電子文書の発信人および受信人の間で特別な取り決めがない場合は、電子文書の受領時刻は以下の通りとする。

- (a) 受信人が電子文書の受理にあたり情報システムを指定した場合、受理時刻は以下の通りとする。
- (i) 電子文書が指定情報システムに入電した時刻、または
 - (ii) 電子文書が指定外の受取人の情報システムに送信された場合は、受信人が電子文書を検索した時刻。
- (b) 受信人が情報システムを指定しなかった場合は、電子文書が受信人の情報システムに入電した時刻を受理とする。
- (3) 情報システムが設置された場所とサブセクション (4) の電子文書を受理する場所が異なる場合においても、サブセクション (2) が適用されるものとする。
- (4) 電子文書の発信人および受信人の間で特別な取決めがない場合は、電子文書は発信人の営業拠点から発信され、受信人の営業拠点において受理されるものと見なされる。
- (4.1) サブセクション (4) の履行にあたり、
- (a) 発信者または受信人が複数の営業拠点を所有している場合は、電子文書に関連する取引に最も密接な関係のある営業拠点とし、または、強調されるべき取引がない場合は発信人または受信人の主要営業拠点とする。また、
 - (b) 発信人または受信人に営業拠点がいない場合は、サブセクション (4) の「営業拠点」は現住所とする。

(ページ 6/7)

パート 4 商品の運搬

商品の運搬契約に関連するアクション

24. 本パートは商品の運搬契約に関連するアクションに適用されるがこれに限定されるものではない。
- (a) 商品のマーキング、個数、数量、または重量の取付け
 - (b) 商品の性質または価値の言明または宣言
 - (c) 商品の受領書の発行
 - (d) 商品の積込みの確認
 - (e) 商品の運送業者への指示
 - (f) 商品の配達の要求
 - (g) 商品発送の認可
 - (h) 商品の損失または損傷の通知
 - (i) 指定された個人または配達要求を認可された個人への商品の配達の保証
 - (j) 商品の権限供与、取得、放棄、引渡し、譲渡、または売渡し
 - (k) 商品の運搬契約に係わる諸条件の通知

- (l) 商品の運搬契約の遂行に係る通知または言明
- (m) 商品の運搬契約に規定された権利および義務の取得または譲渡

文書

25. (1) パラグラフ (3) に従い、[管轄立法府]法が定めるパラグラフ 24 (a) から (m) のいずれかのアクションを書面または紙の書類によって実行する際の規定は、電子書類一部以上を使用することで遵守されたものとする。
- (2) 権限が供与されたりまたは義務が発生した場合、他人および[管轄立法府]法がその実行にあたり、譲渡または書面によりその権利または義務がその個人のものであることを保証できる方法によって作成された一部以上の電子書類の使用により権利または義務が譲渡された場合に遵守されたものと定めている。
- (3) パラグラフ (2) の履行にあたり、要求される信頼の保証基準はその権限または義務が譲渡される目的ならびに関連する契約を含めた全ての状況を考慮した上で評価される。
- (4) サブパラグラフ 24 (j) または (m) に定められたアクションを実行する際に一部以上の電子書類を使用する場合、電子文書の使用が解除され書面文書使用に変更されていない場合は、そのアクションを実行するにあたり使用された書面文書は無効となる。このような場合に発行される書面文書には、書面による電子文書の契約終了および変更についての言明は当事者の権限または義務に影響を与えるものではないことを明記する必要がある。
- (5) 文書内に書面にて定められているかまたは明示されている商品の運搬契約に、[管轄立法府]法の規則が強制的に適用される場合、一部以上の電子文書によって明示されている運搬契約に対しては、契約が書面文書ではなく電子文書によって明示されているとの理由によりその規則は適用されない。

スケジュール 1 (法令内の規定のリスト)

スケジュール 2 (規則内の規定のリスト)

1999 年 3 月

[この文書のトップへ戻る](#)